

年金機能強化法による制度改正について

※平成 26 年 4 月より以下の点において制度改正が行われます。

○国民年金保険料の免除等に係る遡及期間の見直しについて

現行では申請前直近の 7 月から翌年 6 月までの月が免除対象となりますが、改正後は過去 2 年分まで遡って保険料を免除することができます。

(現 行) 平成 25 年 7 月分から平成 26 年 6 月分

(改正後) 平成 26 年 4 月 1 日または 2 日に申請→平成 24 年 2 月分から平成 26 年 6 月分

平成 26 年 4 月 3 日から 30 日に申請→平成 24 年 3 月分から平成 26 年 6 月分

【注意】

①国民年金保険料の免除申請は所得に応じて審査されますが、本町で保管している帳簿（課税台帳）により審査いたしますので、未申告の場合は却下されることになります。

なお、納入義務者の全ての方（被保険者・配偶者・世帯主）の所得の確認を行います。

②申請する期間における所得確認は以下のとおりです。

免 除 申 請 期 間	確 認 す る 所 得 年 度
平成 24 年 2 月分から平成 24 年 6 月分	平成 23 年度所得（平成 22 年中所得）
平成 24 年 7 月分から平成 25 年 6 月分	平成 24 年度所得（平成 23 年中所得）
平成 25 年 7 月分から平成 26 年 6 月分	平成 25 年度所得（平成 24 年中所得）

③上記期間において、南富良野町に住民登録をされていなかった方は、該当する年度の 1 月 1 日（平成 25 年度であれば平成 25 年 1 月 1 日）に住民登録されていた市区町村から所得証明書をお取りのうえ提出願います。

④上記期間に離職し、特例による免除を希望する場合は離職票をお持ちください。

⑤免除申請を行った場合は当時の状況により審査が行われますので、ご注意ください。

○障害基礎年金の額改定請求に係る待機期間の一部緩和について

障害基礎年金の受給者の障害の程度が増進した場合は、1 年の待機期間を経た後でなければ年金額の改定請求が行えませんでした。改正後は明らかに障害の程度が増進したことが確認できる場合は、1 年を待たずに請求を行えるようになります。

※旧法の障害年金についても同様の取扱いとなります。

●総務課戸籍年金係 ☎ 52 - 2144

「河川愛護モニター」の募集について

札幌開発建設部では、河川の整備、河川の利用、河川環境に関する地域の要望を十分把握し、地域との連携を進めるとともに、河川愛護思想の普及、啓発及び河川の適正な維持管理に役立てるため、河川愛護モニターを募集しています。

●応募資格 満 20 歳以上の健康な方で、空知川に接する機会が多く、河川愛護に関心をお持ちの方

●業務内容 日常生活の範囲内で知れた近隣の方等からの要望、河川環境、河川利用における危険箇所、ごみ等の投棄、河川の流水や施設等の異常、その他の地域情報等を月 1 回程度報告していただきます。

●区間名・モニター区間・任期（平成 26 年 5 月 1 日から平成 26 年 10 月 31 日までの 6 か月間）

空知川② 富良野市第四鉄道橋から布部大橋まで（右岸）

空知川③ 富良野市山部橋から南富良野町下金山水管橋まで

●募集人員 各区間 1 名

●報 酬 平成 26 年度 月額 2,320 円（予定）

●応募方法 Eメール、FAX、ハガキのいずれかに①希望する区間名②氏名③生年月日④年齢⑤職業⑥郵便番号⑦住所⑧電話番号を明記の上応募してください。

●応 募 先 Eメール：sakken-kokanki@hkd.mlit.go.jp FAX：011 - 618 - 4369

〒060-8506 札幌市中央区北 2 条西 19 丁目 札幌開発建設部公物管理企画課「河川愛護モニター係」

●応募締切 3 月 5 日(水)必着

●選考方法 選考は札幌開発建設部において実施し、選考の結果は、応募者に通知いたします。

○問い合わせ先：北海道開発局札幌開発建設部公物管理企画課企画係 ☎ 011 - 611 - 0328